

種 類：規則
議 決：九州支部役員会
制定期日：平成 27 年 11 月 10 日

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 九州支部総会規則

(支部総会の召集)

- 第 1 条 支部総会は、毎年 1 月末日までに支部長が召集する。
- 2 支部総会を招集するには、少なくとも 14 日以前に会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面もしくは電子メールをもって会員に通知しなければならない。

(支部総会の議長)

- 第 2 条 支部総会の議長は支部長とする。
- 2 議長不在時は、支部会則第 1 3 条に従い、副支部長が議長代行として、その任にあたる。

(支部総会の議決事項)

- 第 3 条 支部総会は、次の事項について議決する。
- (1) 支部役員候補者についての事項
 - (2) 支部事業報告および支部収支決算についての事項
 - (3) 支部事業計画および支部収支予算についての事項
 - (4) その他支部運営に関する重要な事項

(支部総会の議決方法)

- 第 4 条 支部総会は、九州支部に属する正会員の三分の一が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、該当事項について、あらかじめ書面または電子メールをもって意思を表示した者または表決の委任者は出席者とみなす。なお、法人会員は、1 法人につき正会員 4 名とみなす。
- 2 支部総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第5条 支部総会の議事については、議事録を作成し支部事務局で保存する。

<附則>

この規則は平成28年1月1日から施行する。